

# 保育所と幼稚園

厚生省児童局養護課長 松崎芳伸

## 一

保育所と幼稚園との關係について、私は、多くの人の議論を聞いた。現在、第一回國會で審議されている兒童福祉法案は、保育所の問題を實質的に始めて法規の體系においてとりあげているのであるが——社會事業法は、「兒童保護ヲ爲ス事業」の一例として、「託兒所」という名稱をかかげているにすぎない、——この法案要綱を厚生大臣に答申した中央社會事業委員會においても、そのことについて多くの貴重な意見が述べられた。例えば、生江孝之氏は、幼稚園は、幼兒に何時間か教育をほどこして家庭へ歸すという教育中心主義であり、これでは家庭の負擔を軽くすることはできないと主張され、文部省學校教育局長を代表した委員からは、三歳以下の幼兒が一番母親の手をとるのであるが、今の保育所ではこの年齢層は放置され、比較的手のかからない就學前二、三年の兒童が對象となつておる結果、保育所の内容は、幼稚園と何等かわるところがなくなくなつていふということが主張され

た。そしてこの問題について、私に注入された意見は、大體(一)働く母親を就學前兒童の保育から解放するためには、その兒童をあずかる時間の面から幼稚園方式は不適當であり、保育所方式がとられるべきだということ、(二)就學前兒童の教育という面については、幼稚園が適當だということ(三)就學前兒童の中、教育中心でいく必要のある年齢層と、保健中心でいく必要のある年齢層との二者が區別されるということの三點に要約できるように思われた。

中央社會事業委員會は、この問題について、大體現在國會に政府案として提出されている法案と同様の構想を答申したのであつた。兒童福祉法案は「保育所は、日日保護者の委託を受けて、その乳兒又は幼兒を保育することを目的とする施設とする」(第三十七條)と定義し、「市町村長は、保護者の勞働その他命令で定める事由により、その監護すべき乳兒又は幼兒の保育に缺けるところがあると認めるときは、その乳兒又は幼兒を保育所に入所させて保育しなければならぬ。但し、附近に保育所がない等やむを得ない事由のあると

きは、この限りでない」(第二十三條)としてゐる。すなわち、保育所の中における教育の問題については、直接ふれてゐない結果、幼稚園との關係についても何等いうところがない。このことは、裏からいふと、保育所であつて幼稚園、幼稚園であつて保育所という二枚看板制を排斥してゐないといふことだといえる。

## 二

保育所は、はつきりいつて成長發展の過程にあると思う。それは、勞働婦人の解放のための託兒所ということから出發して、その性格を今尙もちつつ、特に都市においては、ますます幼稚園、就學前兒童の教育施設という性格を濃化しつつある。小栗將江氏の「幼児期の習慣」中に「ノーサレ・スクール(保育學校)は、教育施設であつて教育局の管下にある、デイ・ノーサレ(託兒所)は、社會施設で社會局の管下にあります。然し最近米國の實況は、後者が前者のよいところを探り入れようとしてゐる傾向が見え、セツルメントの託兒所等を見ますと、大學を出た保育學校教育の専門知識を有する婦人が、保姆の役をしてゐるところが多いのであります」といつてゐられるのと同様の傾向が、わが國にもあるのである。

私は、將來において就學前兒童のあり方に義務教育という形式があたえられるであらうと豫想し、またそうなることが世の親たちに望ましいものであると考へてゐる。更に、就學

前兒童を親からあずかる時間の面において「授業終始の時刻は、園長が、これを定める。幼稚園における休業日は、一月一日、國の定める祭日、祝日、日曜日及び夏季、冬季、學年末、農繁期その他において地方長官の定めた日とする」(學校教育法施行規則第四十六條、第四十七條及び第七十七條)というような條文にその片影をあらわしてゐる考へ方から解放され、現在の保育所と同じ考へ方がとられねばならないと期待してゐる。そしてそれが保育所の行きつく光であり、保育所と幼稚園の觀念の統合もここに見出しうるであらうと考へてゐる。

しかし將來のあるべき姿と、現在の法律條文にあらわれる姿とは、異なつて差し支えないし、異ならざるを得ないと私は考へてゐる。法律というものは、現在の社會經濟機構に秩序と進歩をあたえるものである。その進歩は、あくまで大地に根のついた進歩であり、一足跳びのものではない。一足跳びの進歩は、他の意味において破壊と紙一重のものであると思う。

第九十二帝國議會の協賛を経、四月一日から施行された學校教育法が、傳へ聞くところによるとその根本構想を練つた教育刷新委員會において、種々論議されたにかかわらず、就學前一年の兒童の教育をも義務としなかつた理由も、私は、ここにあると思う。それが具體的にあらわれる現象としては、豫算の問題が大きい影響力をもつたものと想像されるのであるが、豫算という一見無味乾燥な形式こそが、現實の社

會經濟機構と、それを理想の姿に高めようとする立法構想との間に適當な交渉をあたえ、現實の社會に進度の進歩をもたらすものであらう。

何れにしても新しい教育革命的なものをもたらしした學校教育法も、幼稚園の保育を、就學前兒童の義務としなかつた。そのことは、極端にいって、幼稚園保育が就學前兒童教育の唯一の方法ではなく、私が私の子供を幼稚園にあげないで、小學校にいくまで私自身が教育することを排斥するものでないことを意味する。つまり、幼稚園の保育と私の自我流の教育とは併存してよいのである。それは丁度、高等學校、大學の教育と、勞働青年が職場において受ける教育と併存して差し支えないのと同様である。このことは、裏からいうと、私の住居の近所に、私の子供を通わせるべき幼稚園の存在しないからかもしれないことを意味する。私も、私の妻も、そういう施設が私の住居の近所に存在し、私のいたずら好きな子供をあずかつていただけのことを熱望するのであるが、現實の問題として、私の住居の近所には幼稚園は存在せず、私の子供は、私の妻の足手まといとして、小言をいわれつつ毎日を過しているのである。そして私の家庭と同じ、否、それ以上のかなやみをもつた家庭が、この日本には、いかに多いことかを私は知つている。國が幼稚園の他に、託兒所乃至保育所を構想し、それを奨励する所以は、ここにあると思われるのである。そして、それは、標語的に勞働婦人の解放といふ言葉で表現されるのである（兒童福祉法案第二十三條參照）。

### 三

更に私は、勞働婦人がこのような施設に對していただく期待は、先ず第一に、自分の生活の爲の勞働の足手まといとしての兒童を自分の勞働する時間中、あずかつてくれることであり、第二に、そのような施設で、自分にかわつて、自分の子供に適當な教養をあたえてくれることであつて、幼稚園保育の實態は、この第二の期待に對して極めて忠實であるかも知れないが、第一の基本的な期待に對しては、必ずしも忠實であるとはいえないのではなからうかということを考えてみた。私は、小學校義務教育において、その低學年兒童の放課後についても、同様のことがいえると考へている。

私は、兒童福祉法案が、幼兒保育の問題について、保育所という答案を考へ、學童の問題について、兒童厚生施設という答案を考へていることを指摘しなければならぬ。保育所は、保護者の勞働その他の事由により、その監護すべき乳兒又は幼兒の保育に缺けるときに利用される施設である。保育というのは、保護育成のことであり、それは、必ずしも學校教育法にいう學校教育と同じであることを要求していない。兒童福祉法案の保育所は、あくまで右の勞働婦人の第一の期待に沿おうと努めているのである。しかし、幼稚園という就學前兒童の理想教育がなされることが、保育所的人物的施設において可能であるならば、そうされることは、極めて望ましい。その場合は、第一の期待において保育

所であり、第二の期待において幼稚園である。現實の問題として、兒童福祉法案で保育所としての認可をとつた施設は、學校教育法で幼稚園としての認可をもとり、〇〇保育所と〇〇幼稚園との二枚看板をかけることを少しも妨げるものではない。それは、第二の期待を主として設立された幼稚園が、労働婦人がその労働を終えて自宅に歸るまでその兒童をあずかるという實態をもつことによつて、保育所としての認可を受けることを妨げないのと同様である。

#### 四

幼稚園は、義務教育でないことの結果、授業料の徴収は可能であり、又その大部分は、これを徴収することによつて、その經營の資にあてているのである（學校教育法第六條參照）。しかしこのことは、労働婦人の解放という他の命題を解決する方法としては、適當でないことが多い。

兒童福祉法案は、その第二十三條において「市町村長は、保護者の労働その他命令で定める事由により、その監護すべき乳兒又は幼兒の保育に缺けるところがあると認めるときは、その乳兒又は幼兒を保育所に入所させて保育しなければならない」としているが、その場合の費用は、「期限を指定して本人又はその扶養義務者から徴収しなければならない」（第五十四條第一項本文）という一應の建前をとつている點において、幼稚園のそれと異なるところがな。しかし、保育所にあつては、「市町村長において、兒童委員の意見を聞

き、本人及びその扶養義務者が、その費用を負擔することができないと認めるときは」彼等から費用を徴収することなく（第五十四條第一項但書）その費用は、市町村がこれを負擔する（第四十九條）のである點に、労働婦人の解放という面から保育所の幼稚園と異なる特色が注意されなければならぬ。そしてこの點は、沿革的に保育所と幼稚園との性格的差異の如く考えられていたものである。

#### 五

保育所と幼稚園との關聯において、その關係者にとつても敏感到注意されてきたのは、保姆の資格の問題である。特に、學校教育法施行後において、幼稚園保姆が幼稚園教諭という名稱に代り（學校教育法第八十一條）且つ、主としてその學歴的資格において、より高度のものを要求するであろうと豫想されるに至つて、更に一段の注意をひくに至つてゐる。尤も現在においては、幼稚園教員免許狀を有する者は、幼稚園教諭假免許狀を有する者とみなされる（學校教育法施行規則第四百四條參照）點も、あわせて見おとされてはならないのであるが。

そして問題は、保育所保姆も幼稚園保姆と同様の學歴的資格をもつてゐるのであるから、幼稚園保姆と同様に資格の向上が考えられて然るべきだという形式において提出されるのが普通である。

保育所の問題は、最初に述べたように、これを實質的に法

文の上にとりあげたのは、兒童福祉法案が最初である。保育所そのものが、法的基礎をもたなかつたのであるから、保育所保母についても、同様であつたことは、いうまでもないのであるが、このことを今一度注意していただかなければならない。それは、この點の記憶を極めて不明確にして議論が進められる場合に接した経験を、私は、もつからである。保育所保母について法規的根據がなかつた結果、保育所保母となる資格についても、何等の法的要求はなされていなかつたのである。幼稚園保母については、學校教育法ができる以前において、幼稚園令があり、そこには、幼稚園保母となるために一定の資格を要求していたことと、事情は明瞭に異なるのである。法規的には、保育所保母には、どんな人でもなれるが、幼稚園保母には、一定の資格がなければならなかつたのが、従來の形である。このことは、この問題を議論する人に對して先ずはつきり認識してほしいことである。

學校教育法は、従來の幼稚園令における幼稚園保母の名稱を幼稚園教諭と改め、傳えられるところによると、その學歴的資格を極めて高度な點に要求する一方、現在の幼稚園にある人達に、或る期間の講習をほどこして、その高度の學歴的資格を賦與、又はもつてゐるものとみなそうと企圖してゐるようである。

保育所保母について兒童福祉法案は、どう考えてゐるか、それは、その職員に關して必要な事項は、命令でこれを定める(第四十七條)こととしており、更に厚生大臣は、中央兒

童福祉委員會の意見を聞き、保育所の設備及び運営について、最低基準を定めなければならない(第四十三條)としてゐる。第四十七條の命令には、多分保育所におくべき職員の内容、名稱、養成施設の問題がきめられ、第四十三條の厚生大臣の定めの中には、中央兒童福祉委員會の意見を聞いて、いわゆる保母の資格をどうするかが考慮せられることとなる。保育所保母の資格の問題は、ここに始めて日程に上つてくる。中央兒童福祉委員會において、保育所の最低基準を議する委員には、おそらく保育所の専門家が選ばれるであろうから、現在の保育界における大勢から推察して、従來と同様に、保育所保母となるための資格については何もいわない、つまり逆にいえば、保育所保母には、何等の學歴的資格を必要とせず、誰でもそれになれるという様にきめられることは、おそらくあるまいと想像される。保育所の最低基準の中には、保育者保母となる者は、これこれの資格を必要とするという條項がかかけられるであらうと思う。

かういふ條項がかかけられるについてでてくる問題が二つある。この二つの問題を中央兒童福祉委員會がどう扱うかというところが、この節の始めに提示した問題——保育所保母も幼稚園保母と同様の學歴的資格をもつてゐるのであるから、幼稚園保母と同様に資格の向上が考えられて然るべきだといふ問題——に對する回答となる。しかも、中央兒童福祉委員會の委員としてこの問題を議するのは、外かならぬ保育所保母その人の代表者が、當然選ばれることとなるから、自

ら提示した問題を、自ら解決するということになるのである。自らの問題を自ら解決するのは嫌だ、役人がきめてくれるべきだと主張する時代逆行的な保姆さんは、おそろしく一人もあるまいと思う。

問題の第一は、保育所保姆となる資格の程度をどこにおくべきかということである。傳えられるような學校教育法の幼稚園教諭と同一の資格を要すると定めるべきかということ、議論の焦點にならうと思う。この點について、今まで述べてきた私の考え方から、一、二の参考點をひきだすと次のようである。

(一) 幼稚園では教育が先ず考えられながら、それが義務とされない結果、幼稚園は、必要な凡ゆる場所に存在しない。保育所では、託児という社會的に教育よりも始原的なことが先ず考えられるから、必要な場所におけるその普及が、より眞剣に考えられる。この點については、四に述べた市町村の費用負擔の外、兒童福祉法案の次の條項が注意されるべきである。

「都道府縣知事は、地方兒童福祉委員會の意見を聞き、市町村に對し、保育所の設置を命ずることが出来る」(第三十四條第三項)。

「國庫は、都道府縣又は市町村の設置する保育所の設備に要する費用に對して、二分の一乃至三分の一を補助する」(第五十條)。

「都道府縣は、市町村の設置する保育所の設備に要する費用

に對して、三分の一乃至四分の一を補助しなければならぬ」(第五十二條)。

(2) 三に述べたように、保育所は、幼稚園としての實態をもつことによつて、幼稚園と保育所の二枚看板をかかげることが出来る。

問題の第二は、保育所に關する最低基準が、保育所保姆となるについて、一定の資格を要すると規定した場合、現に保育所保姆であつて、その定められた資格をもたない人をどうするかということである。ここに幼稚園と同じように、講習會の開催によつてそういう資格をあたえるか、否かの問題が考えられるべきこととなるのである。

最後に私は、中央兒童福祉委員會の委員として保育所保姆の代表者を選定するという單に事務上の便宜の點からみても、保育所保姆を構成員とした強力な自主的組織が速かに組成されることを希望してやまない。それは保育所保姆のあらゆる意味における向上と、兒童福祉法案における保育所構想の發展をもたらしめるのであるから。

× × × ×

× × × ×